

職員退職手当規程

規程第12号

平成29年2月1日

一部改正 平成30年2月1日規程第53号

最終改正 令和2年3月6日規程第75号

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規程(規程第10号。以下「就業規程」という。)第43条の規定に基づき、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)の職員(契約職員及びパートタイム職員を除く。以下同じ。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合(解雇された場合及び死亡した場合を含む。以下同じ。)に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して支給する。この場合において、支給を受ける遺族は、役員退職手当規程(規程第8号)第3条の規定を準用する。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職した日から起算して1箇月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

2 前項の規定による退職手当の計算の結果に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号

に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態をいう。以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下この項及び第9条第5項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 就業規程第37条の規定により退職した者、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病又は死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者その他その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定める者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間が1年以上10年以下の者 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 勤続期間が11年以上24年以下の者 その者の勤続期間を次のイからハまでに区分して、当該イからハまでに掲げる割合
 - イ 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - ロ 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - ハ 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(3) 勤続期間が25年以上の者 その者の勤続期間を次のイからニまでに区分して、当該イからニまでに掲げる割合

イ 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

ロ 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

ハ 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

ニ 35年以上の期間については、100分の105

(業務上死亡等の場合の退職手当の基本額)

第7条 業務上の死亡又は傷病により退職した者その他前2条の規定によることが他の職員との均衡を著しく失すると理事長が認める事由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、100分の105

2 退職の理由となった死亡又は傷病が業務上のものであるかどうかを認定するに当たっては、労働者災害補償保険法その他の法令等の規定により職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第8条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(退職手当の調整額)

第9条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規程第25条第1項の規定による育児休業又は同条第2項の規定による育児短時間勤務、就業規程第26条の規定による介護休業、就業規程第34条第1項の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を理事長が別に定める法人等の業務に従事させるための休職を除

く。)、就業規程第52条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち、理事長が別に定めるものを除く。）ごとの当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円
- (8) 第8号区分 21,700円
- (9) 第9号区分 零

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（当該地方公共団体の退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤務期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤務期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等を使用される者（以下この項において「国家公務員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間（以下「退職手当の支給を受けた期間」という。）及び第9条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条の規定により退職手当を支給しないこととされたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が認める在職期間
- 3 退職した者の基礎在職期間に前項第2号又は第3号に掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。
- 5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に該当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤続期間の計算)

- 第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 前2項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あった場合であつて、就業規程第25条第1項の規定による育児休業又は同条第2項の規定による育児短時間勤務の期間があるときは、その月数の3分の1に相当する月数、就業規程第26条第1項の規定による介護休業、就業規程第34条第1項第1号若しくは第2号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）又は就業規程第52条の規定による停職の期間があるときは、その月数の2分の1に相当する月数、就業規程第34条第1項第3号の規定による休職（同号の規定による休職にあつては、職員を理事長が別

に定める法人等の業務に従事させるための休職を除く。)の期間があるときは、その月数に当該休職の事由によってその都度定める割合に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 4 第1項に規定する職員の引き続いた在職期間には、契約職員等であって理事長が認める者(常勤の者に限る。以下同じ。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の契約職員等として引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の契約職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前3項の規定を準用するほか、理事長が別に定める。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第5条第1項本文(傷病による退職に係る部分に限る。)、第6条第1項第2号又は第6条第1項第3号の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者等に係る退職手当の特例)

- 第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体(当該地方公共団体の退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤務期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤務期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となった場合に、職員としての勤務期間を当該法人に使用される者としての勤務期間に通算することと定めている法人に限る。)に使用される者(役員及び常勤に服することを要しない者を除く。以下この条において「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間(退職手当の支給を受けた期間を除く。)は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間(退職手当の支給を受けた期間

を除く。)を含むものとする。

- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。
- 5 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて同項の国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて第1項の国家公務員等となった場合においては、退職手当を支給しない。

(退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(当該退職した者が死亡したときは、当該退職にかかる退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者)に対し、その者の職務及び責任、その者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の信用に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇されたとき。
 - (2) 就業規程第40条第2項第2号の規定により解雇されたとき。
 - (3) 退職手当を支給することが他の職員との均衡を著しく失すると理事長が認めるとき。
- 2 退職をした者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定に準じて、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に就業規程第52条第1項第4号の規定による懲戒処分(以下「懲戒解雇処分」という。)を受けべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度を照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものという。以下同じ。)をしたと認めたとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第1項の規定に準じて、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、退職手当の支払を差し止めるものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当の支払を差し止めることができる。
 - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが、機構の信用を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うにたりる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の支払を差し止めることができる。
- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定による退職手当の支払の差止め（以下「支払差止め」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止めを取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、支払差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他こ

れを取り消すことが支払差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、前条第2項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 支払差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止めについて、当該支払差止めを受けた者が前条第3項の規定による支給制限を受けることなく当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止めを取り消すものとする。
- 6 前2項の規定は、理事長が、支払差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして、当該支払差止めを取り消すことを妨げるものではない。
- 7 支払差止めに係る退職手当に関し前条第2項又は第3項の規定により退職手当の一部を支給しないこととしたときは、当該支払差止めは取り消されたものとみなす。

(退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に準ずるほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(遺族の退職手当の返納)

第15条 死亡による退職をした者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この条において同じ。）に対し退職手当を支払った後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、退職の日から1年以内に限り、第12条第1項の規定に準ずるほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し退職手当を支払った後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が退職の日から6箇月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定の適用を受けることなく死亡した場合（次2項に規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6箇月以内に、退職をした者が退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6箇月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部を納付させることができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、退職の日から6箇月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定の適用を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部を納付させることができる。

3 退職手当の受給者が、退職の日から6箇月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定の適用を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月

以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部を納付させることができる。

- 4 前各項の規定に基づき納付させる金額は、第12条第1項の規定に準ずるほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることがないようにするものとする。

(その他)

第17条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

- 2 この規程及び前項の理事長の定めのない事項については、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

(退職日俸給月額)

第2条 職員給与規程(規程第11号)附則第3条の規定による差額に相当する額を俸給として支給している場合のこの規程の規定による退職日俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附 則(平成30年2月1日規程第53号)

第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則(令和2年3月6日規程第75号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。